

2017年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）
特別入試（夜間社会人）

刑 法 問 題

《14:10～15:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問 題】

次の文章を読んで、[設問] に答えなさい。

暴力団組長であるXは、同組組員Yと計画の上、住宅公団職員Aに対し、真実は、暴力団組事務所として使用する意図であるのにそのことを隠し、Yが単身で公団住宅303号室を住居として使用するかのように装った上、入居資格条件を満たす旨の虚偽の入居申込書等を提出し、それを信じた公団職員Aによって賃貸借契約を締結させ、同住宅303号室の引渡しを受けて入居した。

[設問]

この事例における、X及びYの罪責について論じなさい。(特別法違反は除く)

B日程入試 刑法論文（本試験問題）

【出題趣旨】

本問は、暴力団組事務所として使用する意図を隠して、内容虚偽の入居申し込みを行い、賃貸借契約を締結させ居室引き渡しを受けた行為が詐欺罪に当たるか、また当たるとして1項詐欺罪か、2項詐欺罪のいずれとみるべきか検討させる趣旨で出題した。

【解説】

1 論点

本問において論ずべき点は、下記の二つの論点である。

(1) X及びYが、暴力団組事務所として使用する意図を隠して、内容虚偽の入居申し込みを行ったことが、詐欺罪にいう欺く行為（以下、欺罔行為という）といえるか。

(2) 欺罔行為に当たるとした場合、賃貸借契約を締結させ、303号室の引渡しを受けたことは、1項詐欺罪、2項詐欺罪のいずれに当たるか。

2 詐欺罪の成立要件

詐欺罪（刑法246条）は、人を欺いて財物を交付させ（1項）、又は財産上不法の利益を得、又は他人をしてこれを得させ（2項）ることにより成立する。

以下、各要件を略述する。

(1) 客体

財物又は財産上不法の利益である。

①「財物」とは、有体物又は物理的に管理可能なものをいい、必ずしも交換価値を有するものであることを要しない。また、本罪の財物には、不動産も含まれる。

②「財産上不法の利益」とは、財物以外の財産上の利益を意味する。これには、積極的利益（賃借権や債権の取得等）であると、消極的利益（債務の免除、履行の延期等）であるとを問わず、また一次的利益であると永久的利益であるとを問わない。

(2) 実行行為

他人を欺いて、財物（1項）又は財産上不法の利益（2項）を自己又は第三者に交付させる（騙取する）ことである。

本罪が成立するためには、欺罔行為によって相手方が錯誤に陥ること、被欺罔者がその錯誤に基づく財産的処分行為（交付）を行うこと、その結果として、財物又は財産上不法の利益の取得がなされること、という各構成要件要素の間に因果関係が存在しなければならない。

①「欺罔行為」とは、相手方に客観的事実と一致しない意思を生じさせることをいう。一般人を錯誤に陥れる可能性のある行為であればよく、手段・方法に制限はない。

また、相手方が財産的処分行為を行うに当たっての判断の基礎となるような重要な事実を偽るものであることを要する。もし、相手方が不実の告知であることを知ったならば、財物の交付又は財産上の利益の供与をしなかったであろうと考えられる場合であれば、欺罔行為に当たる。

この点について、裁判所も、「住居用建物賃貸借契約が高度な人的信頼関係に基づく継続的契約であり、家主にとってどのような人物が住むか、借り主がどのような形態で使用するかは、当該契約を締結するか否かを判断する際の極めて重要な事項であ」として（大阪地判平 17・3・29 判タ 1194・293）。

②「騙取」とは、被欺罔者の錯誤に基づく財産的処分行為によって、財物の占有を取得する、あるいは、財産上不法の利益を取得することである。

(3) 故意・不法領得の意思

主観的要件として、(2)に挙げた各構成要件要素を包摂する故意・不法領得の意思が必要である。

(4) 実行の着手・既遂時期

①行為者が、欺罔行為を開始した時点が、実行の着手時期である。欺罔行為が開始されれば足り、それによって相手方が錯誤に陥ったかどうかは問わない。

②財物の占有又は財産上の利益が行為者又は第三者に移転した時点で既遂となる。したがって、欺罔行為を行ったが、相手方が錯誤に陥らず、例えば憐憫の情から財物を交付したようなときは、各構成要件要素の間の因果関係が欠けるため、本罪は未遂となる。

3 論点の検討

(1) 暴力団組事務所として使用する意図を隠して、内容虚偽の入居申込みを行ったことが、詐欺罪にいう欺罔行為に当たるか。

公団住宅側が、真実は暴力団組事務所を使用する目的であることを知っていれば当該賃貸借契約には応じなかったと認められるため、X及びYの行為は、欺罔行為に当たる。

(2) 賃貸借契約を締結させ、303号室の引渡しを受けたことは、1項詐欺罪、2項詐欺罪のいずれとみるべきか。

欺罔行為によって、不動産の所有権登記名義を取得した場合は、当該不動産を客体とす

る1項詐欺罪が成立すると解されているが、賃料を支払う意思も能力もないのに、これが
あるように偽って家屋、部屋を借り受けるような場合には、不動産の事後的支配の権利（居
住の利益）を不正に取得したとして2項詐欺罪が成立すると解されている。

これにしたがえば、X及びYは、欺罔行為によって、公団住宅職員Aを錯誤に陥れ、当
該職員に錯誤に基づく財産的処分行為を行わせ、結果として不動産を事実上支配する権利
（財産上の権利）を不法に取得したといえることから、2項詐欺罪の共同正犯としての刑
責を負う。

【講評】

詐欺罪の基本的理解に欠ける答案や1項詐欺、2項詐欺の区別に言及していない答案が多
数あった